平成 25年9月発行(vol. 29)

ぁ 通 扎 ふ L)

信

(株)高橋政雄設計事務所



ര	@ <u>/</u> / 15 2			
Ø	グロボ 収入の目安	都道府県民税の 所得割額	給付基礎額	
	425万円以下	6.89万円以下	30万円	
	425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円	
	475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円	

((沙崎 収入の目安	都道府県民税の 所得割額	給付基礎額			
	450万円以下	7.60万円以下	50万円			
	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円			
	525万円超 775万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円			
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円			
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円			

る住宅を取得する場合に、 すまい給付金制度」は、 その増税分の負担を軽減する目的 引き上げ後の消費税率が適用され

で現金を給付するものです。

注目されていた現金給付措置の内容が明らかになりました。

買取再販の中古が対象

仲介物件には適用されませ

もっとも仲介物件には消

適用される点です。 ただし、

者の負担軽減のほかに「良質な

すまい給付金制度には、

消

注目すべきは中古住宅にも

消費税率の引き上げにともなう消費者の負担軽減策とし

中古住宅にも適用

平成25年 秋号

発 行

㈱高橋政雄設計事務所 さいたま市緑区中尾270 電話048-873-4244

ttp://www.takahashi-sekkei.jp

すまい

緑のカーテン育ちました エ事レポー 建築雑記帳 住宅ローン 住宅ローン金利 給付 金制 金利 我が家に新 上昇歯 外競争はじまる 正

給付金の3本柱です。

③すまい

②住民税控除拡大、

消費増税にともなう軽減措

みずほ総合研究所によると 年収500万円の人は増税前 に購入すると得。

結局増税前と増税後、 っちがお得なの

年収400万円や600万円 以上の人は恩恵を受けやすい 増税後に購入する方が得と試 算しています。ただし、 試算はある一定の条件を基に していますので個々に試算す るべきと考えます。

ません。

古で内容は異なるので注意。

で増税を心配する必要があり 費税そのものがかからない σ

> も す」という目的もあります。 住宅ストックの形成をうなが このため、住宅の質につい 定の要件があり、 新築、

Ť

ф

住宅の質の向

イベント情報

場所 10月5日

東浦和3丁目 (土) 10時

ر 12

ル

ふれあい感謝祭 場所 9 月 29 日 **日**

耐震補強構造見学会 ㈱高橋政雄設計事務所 10 事 ~ , 16 時 透し、返済先延ばしも登場し

繰り上げ返済手数料無料が浸

ました。

進学などの理由でも返済額

できる。

みずほ銀行は出産や子ども

住宅ローン金利の上昇に歯

も10年固定型を据え置き、 止めがかかってきました。三 定型を据え置き。 菱東京UFJ銀行は10年固 みずほ銀行

15年固定型、20年固定型

を引き下げました。

家で

の暮ら

しち

(=

1

き上げていました。

緩和を受けて3ヶ月連続で引 大手銀行は日銀による金融

金

時に返済額が増える。さらに のかわり、子育てが終わった を減らすサービスを実施。 下げは限界か? そ

はケガで収入が減った場合に も対応する。

飽

η,

ĥ

れます

ねの

 \mathbb{I}

て"、

孫に手決

いをさ

今年

行

1

t=

IJ

7

オ

時に借金が減額・免除される

疾病保障はもはや当たり前。

した。

特定の病気にかかった

金利外競争」が白熱してきま

銀行の間で住宅ローンの「

の病気に対応した保険に加入 なくし、 ローンを刷新。 りそな銀行は女性向け住宅 乳がんなど女性特有 頭金の条件を

洗面

室

に直接

1

४

う希望で玄関

を

行

١)

ま

l

t=0

親

10

ぬ

t

親

いです

ね

我 家に新ル

立

てき

た様

せの

ル

ı

ル

を決める家族

影響し、 7 7 ١, 目

ı

۳

は

健康と清潔

ル

ı

ル

は家

グ

<

1)

1=

玄関

の横

族も増えているようの 子ども に手決 ١)

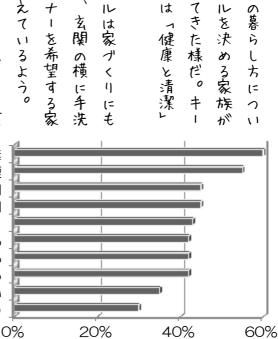
コ

ı

グ it よう ४ する親 ・を習慣 10

入れる を感 工事 せ な か ı t= U 帰宅の際は、 うがい・手洗い・手の消毒 来客者を含めて屋内すべて禁煙 トイレでは男性も座って小用 タオルは家族それぞれ自分専用 脱衣所に出る前に浴室で体をふく

常に玄関は施錠する 暗くなったら雨戸を閉めて施錠する 長時間外出の際は暖房便座の電源を切る 食事中は携帯電話を見ない バスタオルは何度か使用してから洗う



~面から面への屋根葺き替え工事~

現場レポート ~鳥海が行く~

現在、緑区内のお宅で耐震補強工事として、屋根葺き替え工事を施工しています。 既存の瓦を剥がし新しい瓦を敷いていきます。



「これって耐震補強って言えるの??」 新しく使用する瓦はとても軽いのです!!従来の瓦の重量は1坪当たり約1 80キロありますが今回使用する瓦は約 60キロしかありません。木造住宅の特徴とも言える瓦の重厚感を損なわず、さらに軽く、強くした瓦となっています。

また、既存瓦を下した際に、遮熱効果 のある下地材も使用しています。夏の暑 さを軽減してくれます。

大型台風にも負けずに施工中です。

2013

感謝祭

9月29日(日)10時~16時 会場:高橋政雄設計事務所

昨年に引き続き、子どもから大人 まで楽しめる感謝祭を開催します!

- ・包丁研ぎ
- まな板削り
- しっくい手形建築道具体験

など

お子さんやお孫さんと思い出のひ

こときを一緒に過ごしませんか?

われわれ家づくりチーム一同は、

皆さまのお越しを心より

お待ちしております

な仕事場を提供できるようして、様々

そして、協力業者さんにも安まの現場を担当させていただい、現場管理者としてたくさを聞いてもらいました。 近ず、現場管理者としてたくさを聞いてもらいました。 近の現場を担当させていただはの講習事に取り組んでいただけるよ





いきます。 鳥海和也現場管理者として日々努力して

編集後記

いつもご愛読いただき誠にありがとう ございます。

今夏はゴーヤを育てました。事務所南 側のガラスに緑のカーテンをつくること によって、省エネに努めました。

苗を植える係、水をやる係、実を収穫 する係、いつの間にかスタッフで役割分 担が出来ていて、それぞれに楽しみなが ら育てました。

食べる係もいた様ですが、美味しかっ

たようです。 **社長** 橋本健二

【会社案内】

- ●設立 昭和59年1月(30年目)
- 資本金 2,000万円
- ●従業員数 7名
- ●免許
 - 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(6)第2809 建設業

埼玉県知事許可(般-24)第36115 宅地建物取引業 埼玉県知事許可(7)第13550

●資格

一級建築十

宅地建物取引主任者

福祉住環境コーディネーター2級 ファイナンシャルプランニング技能士3級

ハウジングライフ(住生活)プランナー

住宅省エネルギー施工技術者

防災士

甲種防火管理者

震災建築物被災度区分判定•復旧技術者

埼玉県被災建築物応急危険度判定士

埼玉県被災宅地危険度判定士

埼玉県木づかいコーディネーター

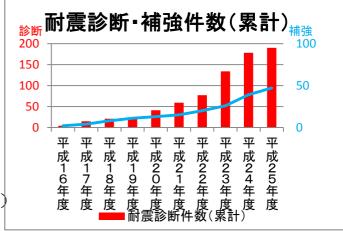
耐震診断 • 耐震改修技術者

さいたま市防災アドバイザー

●加入団体

- (一社) 埼玉県建築士事務所協会
- -社)JBN(Japan Builders Network)
- (公計) 埼玉県宅地建物取引業協会

累計190件



✓ 笑顔になれる家づくり

(株) 高橋 政雄 設計 事務 所 **🏗 873–4244**

さいたま市緑区中尾270

http://www.takahashi-sekkei.jp

🚰 http://www.facebook.com/takahashiARCHITECT

木•日•祝祭 定休日



ます。

加えて地価上昇に伴う路

続税基礎控除の引き下げになり

平

成27年から改正となる相

定の引き下げ効果があったこ

増税が懸念され、

資産家や大規

土地所有者以外でも相続税が

線価上昇予想により、

相続税

 \mathcal{O}



発 行 ㈱高橋政雄設計事務所 編集 蓮見健司 さいたま市緑区中尾270 電話048-873-4244 http://www.takahashi-sekkei.jp

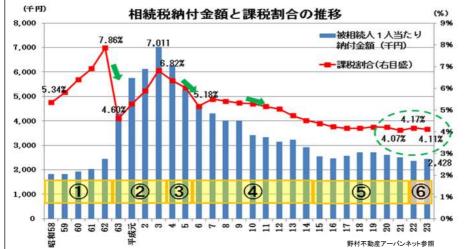
影

です。 当たりの納付金額の推移と課税 平成23年までの被相続 課税されるのではないかと考え ります。 効果が得られていることがわか 除増額の措置により一定の 線価上昇局面において、 割合の推移をグラフにしたもの ながら、 過去の基礎控除の変遷をたどり いてみていきましょう。 ている人も多いと思いますので、 グラフを見るとバブル のグラフは昭和58年か 課税割合においても 相続税改正の影響に 基礎控 期 緩 の 路 和

> 見れば、 てしまうと、 とが見られます。 そう考えるとこの内容を逆に 基礎控除の額が下が それだけ課税割合

は 996 上昇するのではない 3% 428 かと考え

が増えそうだと考えられます。



基礎控除額等の推移

- ① 2,000 万円+400 万円×法定相続人数 昭和 63 年 12 月改正前
- ② 4,000万円+800万円×法定相続人数 昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降 適用)
- (3) 4,800万円+950万円×法定相続人数 平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)
- 5.000 万円+1.000 万円×法定相続人数 平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適 用)
- 相続時精算課税制度追加平成 15 年度改正 (平成15年1月1日以降適用)
- 小規模宅地等の特例改正平成 22 年度改正 (平成22年4月1日以降適用)

ど中間となり、 課税割合の平均値は6 続人) なります。 でみれば、 約2%ぐらい 課税割 1

 \mathcal{O}

られます。 (3000万円+600万円× 改正後の基礎控除 単純にその期間 1と②のちょ 0%

柏

限度内併用

居住用(上限:240㎡)

最大400㎡まで80%減額

(注)事業用・居住用・貸付用を合計400㎡の限度内で併用

限度内併用

事業用

200m²

∆50**%**

改正前

事業用

400 m

△80**%**

適用面積の拡充と限度面積要件の緩和

居住用

240m²

△80**%**

まず小規模宅地等の特例とは、

相続.

人が相続した自宅

80

%

(図3)

小規模宅地等の特例の

完全併用

最大730mまで80%減額 (注)事業用400㎡・居住用330㎡につき完全併用可

完全併用

事業用

200 m²

△50**%**

上限:330㎡)

居住用

330m²

∆80**%**

改正後

居住用(

(貸付用を適用しない場合)

事業用

400 m

∆80**%**

ਰ<u>ੂ</u> 減額という大幅な相続税の さないですむように、 や会社の土地 制 建物などを相続税の支払いのために手放 定の条件を満たす場合、 評価減を受けられる制度で

一限度面積要件の緩和が決まりました。 改正により特定居住用宅地等に係る適用面積 (図 3

 \mathcal{O}

用を受けられなかったのですが、 ていなくても適用が受けられるようになります。 また同居していた被相続人が老人ホー 今までは同じ建物でも親子で一 入口が別々の場合、 中でつながっていないと特例 改正により、 階と二階に分かれて住んで ムに入って 中でつなが め

も特例 の適用を受けるためには厳 い条件がつけられてい

2つの要件となりました。 ありましたが、 たがこれも緩和されました。 改正前は4つ要件が 改正後は

老人ホームに入居している場合の取り扱い

改正前

図4

- 1. 介護が必要なために入所
- 2. 入所後も自宅を他人に使わせていない
- 3. いつ戻ってきてもいいように自宅を維持管理している
- 4. ホームの所有権や終身利用権を取得していない

改正後

- 1. 被相続人に介護が必要なため入所
- 2. 自宅を貸し付け等の用途に使われていないこと